

第七五回

参第一号

対外経済協力計画の国会承認等に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、対外経済協力がわが国の外交の中で果たす役割の重要性にかんがみ、対外経済協力計画についての国会の承認等について定め、もつて適正かつ効果的な対外経済協力の実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「対外経済協力」とは、政府が外国に対して行う資金協力及び技術協力（日本輸出入銀行、海外経済協力基金又は国際協力事業団に実施させるものを含む。）をいい、「対外経済協力計画」とは、対外経済協力に関する計画をいう。

（対外経済協力の制限）

第三条 政府は、民主主義の原理に反する統治を行う国に対しては、対外経済協力を行つてはならない。

2 政府は、軍事目的に充てられる対外経済協力を行つてはならない。

（対外経済協力計画）

第四条 政府は、毎年、四月一日から翌年三月三十一日までの間に係る対外経済協力計画を作成し、国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 対外経済協力計画は、対外経済協力の相手国別に区分するものとし、その区分内においては、対外経済協力として実施しようとする事業ごとに、当該事業の実施機関、実施規模その他当該事業を実施するために必要な事項について定めるものとする。

第五条 政府は、前条第一項の規定により国会の承認を受けた対外経済協力計画に基づかない対外経済協力（災害援助等の緊急に実施する必要がある、かつ、人道上の目的に充てられるものを除く。）を行う必要が生じたと認めるときは、当該対外経済協力計画を変更し、国会に提出してその承認を受けなければならない。

（実施状況の報告）

第六条 政府は、おおむね六月に一回、対外経済協力の実施状況について国会に報告しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、昭和五十年四月一日以後に実施する対外経済協力について適用する。

理 由

政府の行う対外経済協力がわが国外交の中で果たす役割の重要性にかんがみ、政府に
対外経済協力計画を作成させ、その計画につき国会の承認を経させる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。